

福岡市拠点体育館整備に関する検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市拠点体育館整備に関する検討委員会設置要綱第4条第2項の規定に基づき、福岡市拠点体育館整備に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の委員会の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(受付)

第2条 委員会の傍聴を希望する者は（以下、「傍聴希望者」という。）は、係員から整理番号票（別記様式）を受け取り、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、委員会の開催の30分前に開始し、委員会の開催の10分前に終了するものとする。

3 整理番号票は、委員会開催中は常に携帯し、傍聴を終え退室するとき又は傍聴しないときは係員に返還しなければならない。

(定員)

第3条 委員会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、傍聴希望者の受付開始までに事務局が委員長と協議の上、定める。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順によって傍聴人を決するものとする。

(入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他委員会もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会を傍聴するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (2) 会議場において発言しないこと
- (3) みだりに席を離れないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は委員会の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する協議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、委員会の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、事務局が委員長と協議の上、定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

様式

年 月 日
福岡市拠点体育館整備に関する検討委員会
傍聴者整理番号票
NO. _____
傍聴人は、委員会の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。